

W T O 農業委特別会合の結果概要

1 . 日時

7月16日(水)～18日(金)

2 . 場所

W T O 本部(スイス・ジュネーブ)

3 . 出席者

木下農林水産審議官、村上総括審議官、小西部長他

4 . 議論の概要

以下の(1)～(3)のとおり、輸出補助金、国内支持、市場アクセスを中心に議論が行われた。

EUのCAP改革については、EUより、国内支持分野における青の政策から緑の政策への大幅な移行を中心に、意義のある改革を決定したところであり、次は、他の国が同等の措置をとるべきとの主張がなされたのに対して、ケアンズ諸国より、C A P改革の内容は不十分である、また、いずれにしても、E Uの改革の内容が交渉の3分野においてどのような意味を持つのが早急に明らかにされる必要がある旨の主張がなされた。

(1) 輸出補助金

我が国

輸出補助金だけでなく全ての形態の輸出補助金について同等の規律を確立すべきであり、その中には輸出補助金の効果を有する国内支持を含むべき。また、輸入国の立場からすれば、輸出入国間の権利義務のバランスをとる形で輸出規律を強化する必要があり、輸出制限・輸出税の規律強化も重要。

E C ・ フレンズ諸国

輸出補助金とその他の輸出支援措置(輸出信用、食料援助、輸出国家貿易)とのバランスが重要。

米国

輸出補助金の撤廃については、議長案で合意可能。ただし、先進国の実施期間は5年で十分。

ケアンズ諸国

輸出補助金の撤廃だけでなく、輸出信用や食料援助等を含め、輸出補助金要素を撤廃すべき。これが達成されない限り、途上国が市場アクセスの改善にコミットしない。

(2) 国内支持

我が国

現行の黄・青・緑枠組みの維持、緑の政策の要件の維持・改善、総合A M S方式の維持(A M Sの品目別上限設定は不可)等は改革の継続性を保つとともに、必要な柔軟性

を確保するため不可欠であり、貿易歪曲的補助金削減のための大前提。

ＥＣ

青の政策は歪曲性は低く、黄の政策と青の政策の区別は維持すべきであり、かつ、青の政策の削減約束は、黄の政策の削減約束よりも小さくすべき。また、デミニミスを廃止するとともに、輸出産品に対する不足払いの規律強化も必要。緑の政策は、要件を維持・改善すべき。

ケアンズ諸国

黄の政策・青の政策・デミニミスを含め、ごく一部の先進国が多用している貿易歪曲的な大幅削減・撤廃を達成すべきであり、ハービンソン議長のモダリティ案では全く不十分。また、緑の政策についても、要件を厳格化するとともに、金額の上限を設定すること等により、国内支持規律の抜け穴となることを防ぐ必要。

(3) 市場アクセス

我が国

非貿易的関心事項を適切に反映させるための柔軟性の確保が必要。関税削減は加盟国の過半が支持しているUR方式とすべきであり、これによって途上国の関心にも十分応えられる。関税割当数量については、拡大すべきでない。特別セーフガードは、更なる改革を円滑化する観点から維持・拡充すべき。

ＥＣその他のフレンズ諸国

途上国の関心に応えるためにも、UR方式による削減とすべきこと、現行の特別セーフガードを維持すべきことなどについては、我が国と同様の主張を展開。また、ＥＣ・スイス等は、地理的表示、予防措置、ラベリングを農業交渉で議論すべきと主張。

ケアンズ諸国

ドーハ宣言にある実質的な市場アクセスの改善を達成するためには、ハービンソン議長の関税削減フォーミュラでも不十分であり、スイス・フォーミュラによる削減とすべき。関税割当数量の大幅拡大は当然。先進国の特別セーフガードは撤廃すべき。途上国のための特別品目や特別セーフガードについては、厳格な要件を設定すべき。地理的表示、予防措置、ラベリングは、それぞれの関係する委員会等で議論すべきであり、農業交渉の対象外。

多くの途上国

３分野（市場アクセス、国内支持、輸出競争）のバランスが重要であり、先進国の国内支持や輸出補助金の大幅な削減や撤廃が約束されることが市場アクセスの約束に応ずるための前提。途上国の関心に応えるためには、特別品目や途上国向けセーフガードについて大幅な柔軟性が確保されることが必要。

（問合せ先）

大臣官房国際部国際経済課 遠藤
03-3502-8111（代表） 6651（内線）
03-3502-0897（直通）